

農商工労働常任委員会及び
予算特別委員会農商工労働分科会
議事次第

令和6年9月26日(木)
午後1時30分～
於：第7委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)

4 閉 会

農商工労働常任委員会 出席要求理事者名簿

(令和6年9月府議会定例会)

(9月26日)

【商工労働観光部】	
商工労働観光部長	上 林 秀 行
商工労働観光部企画調整理事兼副部長 (労働担当)	河 島 幸 一
商工労働観光部副部長 (総括担当)	玉 木 利 忠
労働政策室長	義 本 知 史
産業労働総務課長	芝 田 雅 貴
産業労働総務課参事	安 藤 成 司
中小企業総合支援課長	田 村 弘 之
人材育成課長	浅 利 賢 司

【農林水産部】	
農林水産部長	小 瀬 康 行
農林水産部副部長	荻 安 彦
農林水産部技監	青 山 義 久
農政課長	福 田 純 一
農政課参事	高 橋 英 樹
農政課参事	八 谷 純 一
経営支援・担い手育成課長	小 塩 佳 市
経営支援・担い手育成課参事	山 川 彰 宏
農産課長	瀬 戸 谷 隆 治
農産課参事	浅 野 智 士
林業振興課長	塚 脇 健
森の保全推進課長	柴 田 繁

(計 20 名)

農商工労働常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年9月府議会定例会)
(9月27日)

【付託議案(討論・採決)及び審査依頼議案(適否確認)・付託請願】

【商工労働観光部】	
商工労働観光部長	上 林 秀 行
商工労働観光部副部長 (総括担当)	玉 木 利 忠
産業労働総務課長	芝 田 雅 貴
産業労働総務課参事	安 藤 成 司
中小企業総合支援課長	田 村 弘 之

【農林水産部】	
農林水産部長	小 瀬 康 行
農林水産部副部長	荻 安 彦
農林水産部技監	青 山 義 久
農政課長	福 田 純 一
農政課参事	高 橋 英 樹
農産課長	瀬 戸 谷 隆 治

(計 11 名)

農商工労働常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年9月府議会定例会)
 (9月27日)

【所管事項(商工労働観光部、商工労働観光部・建設交通部)】

【商工労働観光部】	
商工労働観光部長	上 林 秀 行
商工労働観光部企画調整理事兼副部長 (労働担当)	河 島 幸 一
商工労働観光部観光政策監兼副部長	野 口 礼 子
商工労働観光部副部長 (総括担当)	玉 木 利 忠
商工労働観光部副部長 (産業創造担当)	山 本 太 郎
商工労働観光部理事 (情報基盤担当)	浅 沼 真 也
商工労働観光部理事 (文化学術研究都市推進課長事務取扱)	足 利 健 淳
労働政策室長	義 本 知 史
観光室長	西 田 剛
産業労働総務課長	芝 田 雅 貴
産業労働総務課参事	安 藤 成 司
中小企業総合支援課長	田 村 弘 之
産業振興課長	安 達 雅 浩
染織・工芸課長	草 分 隆 司
産業立地課長	森 本 耕 次
経済交流課長	澤 田 美 香
雇用推進課長	湯 川 卓 宏
人材育成課長	浅 利 賢 司

【商工労働観光部・建設交通部】	
商工労働観光部・建設交通部港湾局長	相 木 敢

(計 19 名)

農商工労働常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年9月府議会定例会)
(9月30日)

【農林水産部】	
農林水産部長	小 瀬 康 行
農林水産部副部長	荻 安 彦
農林水産部技監	青 山 義 久
農政課長	福 田 純 一
農政課参事	高 橋 英 樹
農政課参事	八 谷 純 一
農村振興課長	今 中 豊
農村振興課参事	野 田 敦 司
農村振興課参事	藤 井 伊
経営支援・担い手育成課長	小 塩 佳 市
経営支援・担い手育成課参事	山 川 彰 宏
流通・ブランド戦略課長	加 茂 雅 紀
流通・ブランド戦略課参事	藤 田 信 也
農産課長	瀬 戸 谷 隆 治
農産課参事	浅 野 智 士
畜産課長	黒 田 洋 二 郎
水産課長	川 原 崎 尚 志
林業振興課長	塚 脇 健
林業振興課参事	橋 本 泰 成
森の保全推進課長	柴 田 繁

(計 20 名)

令和6年9月府議会定例会 農商工労働常任委員会 報告事項

(商工労働観光部)

- 京都府立勤労者福社会館条例の一部改正について
- 商工労働観光部所管施設における指定管理者の選定について

(農林水産部)

- 第7次京都府食の安心・安全行動計画の中間案について
- 京都府農林水産業人材確保育成戦略（仮称）の策定について
- 京都府茶業振興計画の策定について
- 京都府豊かな森を育てる府民税事業の評価結果について

令和6年9月府議会定例会
農商工労働常任委員会

報告事項

商工労働観光部

報 告 事 項 目 次

- 1 京都府立勤労者福祉会館条例の一部改正について・・・・・・・・・・資料 1
- 2 商工労働観光部所管施設における指定管理者の選定について・・・・・・・・資料 2

別冊資料 京都府立勤労者福祉会館のあり方について（最終報告書）

京都府立勤労者福社会館条例の一部改正について

令和 6 年 9 月
商工労働観光部

1 条例の趣旨・経過等

- 勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に寄与するため、本条例に基づき、府内 5 カ所に京都府立勤労者福社会館（以下「会館」という。）を設置。（城南、山城、口丹波、中丹、丹後会館）
- しかしながら、社会情勢の変化や民間・市町村等により類似施設の設置が進んだことなどにより、一部の会館では、利用の減少や低迷が見られ、令和 2 年度の京都府の包括外部監査においても、「施設の存続是非について早期に検討を開始し、数年内に決断を下さなければならない」との提言を受けた。
- 以上のことから、会館の設置目的や利用実態を踏まえ、今後の会館のあり方について、様々な見地から幅広く意見を求めるため、令和 3 年度に外部有識者からなる「府立勤労者福社会館あり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。（令和 3 年 8 月から本年 7 月まで、計 6 回開催）
- 委員会では、会館の現地調査、利用実態や類似施設の状況等に係る客観的データ、利用者等へのアンケート調査等により現状と課題を確認し、本年 8 月に最終報告書が取りまとめられた。

2 委員会の最終報告書の概要

- 中丹、城南及び丹后会館
 - ・ 「勤労者福社会館としての当初の目的（勤労者の福祉向上）は達成した」と結論付けるが、会館機能停止後の施設管理・跡地活用については、市町譲渡・施設廃止も含め、各々の会館機能やそれを取り巻く状況、さらには地元市町との協議を経て、府において適切に対応するよう本委員会の付帯意見を付すものとする。
- 山城及び口丹波会館
 - ・ 「地域スポーツの振興という機能的側面を持ちつつも、体育振興により勤労を支えるという勤労者福祉のための体育館施設という側面が依然として認められることから、引き続き、府立勤労者福社会館として位置づけることが適当」と結論付ける。
 - ・ なお、将来的に、地域スポーツの振興拠点として位置づけるか否か等については、その時の会館を取り巻く状況に応じて、府において適切に対応するよう本委員会の付帯意見を付すものとする。

3 今後の対応

- 委員会の報告書を踏まえて、京都府としての対応を検討した結果、中丹、城南及び丹後会館は令和7年3月31日をもって廃止し、山城及び口丹波会館は存続することとする。
- 廃止する会館は、利用者に対して代替施設の案内を行うとともに、会館機能停止後の施設管理・跡地活用について、地元市町との協議を行うこととする。
- 存続する会館は、次期指定管理者の公募を行うこととする。

4 条例改正の概要

中丹、城南及び丹後会館の廃止に伴い、所要の改正を行う。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年12月議会 農商工労働常任委員会に条例改正骨子案を報告
7年2月議会 条例改正案を上程

商工労働観光部所管施設における指定管理者の選定について

令和 6 年 9 月
商工労働観光部

■ 公募する施設

施設名	指定期間	備 考
1 行政財産 山城勤労者福祉会館	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで (3 年間)	府立勤労者福祉会館あり方検討委員会の検討結果を踏まえ、利用促進に向けた会館運営の検証が必要であるため、指定期間を 3 年間とする。
2 行政財産 口丹波勤労者福祉会館	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで (3 年間)	

- 募集期間
令和 6 年 10 月 1 日 (火) から令和 6 年 11 月 15 日 (金) まで
- 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに指定管理者等選定審査会で審査を行い、指定管理者の候補者を知事が選定の上、府議会の議決を経て指定する。

■ 公募しない施設

施設名	備 考
1 行政財産 城南勤労者福祉会館	府立勤労者福祉会館あり方検討委員会の検討結果を踏まえ、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止予定。
2 行政財産 中丹勤労者福祉会館	
3 行政財産 丹後勤労者福祉会館	

京都府立勤労者福祉会館のあり方について
(最終報告書)

令和6年8月

府立勤労者福祉会館あり方検討委員会

目 次

I 趣旨

II 京都府立勤労者福祉会館のあり方について（第1次報告書）

III 委員会での検討の概要

- 1 山城勤労者福祉会館及び口丹波勤労者福祉会館の利用状況等
- 2 検討における委員からの主な意見について

IV まとめ

- 1 山城勤労者福祉会館及び口丹波勤労者福祉会館のあり方に関する基本的な考え方
- 2 委員会における結論及び付帯意見

V 委員名簿及び委員会の開催状況

I 趣旨

- 京都府立勤労者福祉会館（以下「会館」という。）は、設置から約 40 年にわたり、勤労者に交流と文化・体育活動の場を提供し、その福祉の増進に大きく寄与してきた。
- しかしながら、社会情勢の変化や建物の老朽化の進行等により、一部の会館では、利用の減少や低迷が見られる。
- また、令和 2 年度に実施された京都府の包括外部監査において、包括外部監査人から「施設の存続是非について早期に検討を開始し、数年内に決断を下さなければならない」との提言を受けた。
- 以上のことから、会館の設置目的や利用実態を踏まえ、今後の会館のあり方について、様々な見地から幅広く分析を進めるため、外部有識者からなる「府立勤労者福祉会館あり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置することとした。

<参考> 包括外部監査人の意見

令和 2 年度の京都府の包括外部監査（包括外部監査人 公認会計士 人見敏之氏）が「勤労者福祉会館の現状と課題について」をテーマとして実施されたが、この包括外部監査報告書（令和 3 年 4 月 16 日公報登載）においては、次のとおり意見を述べている。

- 会館を長寿命化すべきか、近隣類似施設との統廃合を行うべきか等、施設の存続是非について早期に検討を開始し、数年内に決断を下さなければならない。
- 施設の統廃合等の方向
 - ・ 体育館併設型会館（山城勤労者福祉会館・口丹波勤労者福祉会館）
…存続維持すべきであろう。
 - ・ 職業訓練併設型会館（城南勤労者福祉会館・丹後勤労者福祉会館）
…地元活用について協議を進め、譲渡又は廃止を検討すべきである。
 - ・ 会議室型会館（中丹勤労者福祉会館）
…近隣類似施設への役割統廃合を今から準備し、それが難しい場合には早期に廃止を決断すべきである。
- 再検討する観点
 - ① 建物・設備の老朽化による維持管理コスト
 - ② 利用状況（利用率・利用収入）、職業訓練を含めた利用ニーズ
 - ③ 地元（所在地）市町の利用への偏在度（広域利用となっているか）
 - ④ 代替施設の有無

II 京都府立勤労者福祉会館のあり方について（第 1 次報告書）

- 委員会では、令和 3 年度以降の検討を踏まえ、令和 5 年 12 月に「京都府立勤労者福祉会館のあり方について（第 1 次報告書）」（以下、「第 1 次報告書」という。）を取りまとめた。

<第1次報告書まとめ>

- 会館が設置された昭和50年代後半から60年代前半は、府域全体でハード施設の整備が必ずしも十分でなかった時代で、府としても、勤労者の仕事と生活の調和を図り、健康で安心した勤労生活を送るための「勤労者の福祉」を目的とした活動の場を提供する会館整備を担うことにより、府民の需要に応じてきたものであり、その意味では一定の成果を挙げてきたものと考えられる。
- しかし、社会情勢の変化により働き方や仕事に対する意識が変化するとともに、民間や市町村等によってこのような施設の設置が進んだ現在においては、「勤労者の福祉」の概念は大きく変貌しており、基本的には「勤労者の福祉」を目的とした運営を続ける意義が乏しくなっている。
- 会館の利用者アンケートによると、勤労者（勤労により所得を得る人）の利用割合は5会館では約6割だが、城南会館及び丹後会館では平均を下回っている。
- 城南会館及び丹後会館で実施されている職業訓練は、ニーズは一定あるものの、パソコン事務等は民間でも実施されており、地域ニーズを踏まえ、今後府としてどういった職業訓練を実施していくのかの見直しが必要である。
- 会館は、所在する市町村のみならず、広域内で広く利用されることを前提としているが、体育館併設型会館である山城会館及び口丹波会館を除いて、広域内の他の市町村住民による利用が少ない状況にある。
- 一部の会館では、利用が低迷しており、特に会議室の利用率は低い。丹後会館は利用者数、利用率とも5会館の中で最も低い。また、中丹会館は利用率が4割程度である。
- ただ、会館機能の大部分をスポーツ機能が占める山城会館、口丹波会館については、利用状況から機能は存置すべきものとするが、人生100年時代を迎え、体育活動の場を提供し、福祉の増進に寄与することで、「体育振興により勤労を支える観点」からは、依然として、山城会館、口丹波会館の果たす役割も認められるとともに、「地域スポーツ振興の観点」からは、地域スポーツの拠点として位置づけることも可能であり、「体育振興により勤労を支える観点」と「地域スポーツ振興の観点」のいずれの観点での存続が妥当であるか、議論を継続する必要がある。

委員会における結論及び付帯意見

- 中丹、城南及び丹後会館については、「勤労者福祉会館としての当初の目的（勤労者の福祉向上）は達成した」と結論付けるが、会館機能停止後の施設管理・跡地活用については、市町譲渡・施設廃止も含め、各々の会館機能やそれを取り巻く状況、さらには地元市町との協議を経て、府において適切に対応するよう本委員会の付帯意見を付すものとする。
- なお、山城及び口丹波会館については、体育振興により勤労を支えるという観点等もあり、本委員会において検討を継続する。

- 本報告書では、第1次報告書において継続審議となった山城勤労者福祉会館（以下、「山城会館」という。）及び口丹波勤労者福祉会館（以下、「口丹波会館」という。）について、以下のとおり検討を進め、意見を取りまとめる。

Ⅲ 委員会での検討の概要

1 山城勤労者福祉会館及び口丹波勤労者福祉会館の利用状況等

(1) 山城会館

山城会館は、利用者数がピーク時から減少傾向にある中、コロナ禍の影響もあり減少幅に拍車がかかったが、令和4年度以降は大幅な増加に転じ、回復傾向にある。また、会館所在地以外からの利用者が85%以上と広域的に利用されている。

令和5年度の利用者アンケートによると、利用者の半数以上が20歳以上60歳未満の勤労世代、約35%が20歳未満となっており、引き続き利用者の年齢層は低い。また、新規利用者が1割を超え、約9割が再び利用したいと回答しており、会館の利用拡大の取組の成果と満足度の高さが見て取れる。なお、令和4年度の利用者アンケートでは、「会館以外に利用している近隣施設」がないと答えた利用者が8割以上と高く、地域交流の基幹施設としての役割を果たしていることが分かる。

(2) 口丹波会館

口丹波会館は、令和元年度の利用者数が過去最高となるなど、コロナ禍前は利用者数が上昇傾向にあった。コロナ禍を受け、利用者数の減少が著しかったが、令和3年度以降は大幅な増加に転じ、回復しつつある。また、会館所在地以外からの利用者が6割以上と広域的に利用されている。

令和5年度の利用者アンケートによると、引き続き利用者の約7割が勤労者であり、約60%が20歳以上60歳未満、約15%が20歳未満となっている。なお、令和4年度の利用者アンケートでは、「会館以外に利用している近隣施設」がないと答えた利用者が8割以上と高く、地域交流の基幹施設としての役割を果たしていることが分かる。

2 検討における委員からの主な意見について

山城会館、口丹波会館については、利用状況から機能は存置すべきものであることを前提に、会館の位置付けや今後の課題等について、各委員から出された意見等について、主なものを以下に記載する。

(1) 会館の位置付け

- 体育施設は利用が多く、広域利用、若い人もよく利用されていることから、勤労者に対して一定福利厚生の上向ということの効果がある。

- スポーツ行政やスポーツ政策は、興行的なものの方が多い。一方で勤労者福祉会館の体育施設は、地域の福利厚生として健康増進という位置付けなどの利用もある。
- 体育活動や会議室貸出等を通じて、勤労者福祉の増進に寄与してきた実績がある。利用者からは会館存続の声がかなり強く、どうすれば今後も会館を存続できるのか検討すべきである。
- 労働力人口に占める 65 歳以上の比率が上昇傾向にあるなど、人生 100 年時代に向けて、体育振興により活動を支えるという役割を検討すべきである。
- 様々な競技ができる規模の体育施設を備えており、スポーツ施設として利用者をサポートしていくべき。
- 学校では、子どもたちが地域の身近な施設で文化やスポーツの部活動を行う傾向が高まっており、様々な世代の利用にも対応していくべき。
- スポーツ施設としてのニーズが高いのは、府内のスポーツ施設が他府県と比べて少ないことの裏返しであり、府においてスポーツ施設として提供する意義がある。

(2) 今後の施設整備

- 施設が老朽化している。限られた財源の中で、どのように維持管理していくのか、誰が負担するのかなど、検討すべきである。
- 老朽化等により施設の大規模改修をする際には、少子高齢化・人口減少等の社会情勢やスポーツ施設としての会館の利用状況等を踏まえ、施設の設置目的を府において再検討し、必要な改修を行うべきである。
- 全国的に地震の際に、体育館の屋根や電気機器が落下する被害が出ている。また、口丹波会館は、河川の溢水時に浸水する可能性がある。事前のリスクマネジメントが重要であり、災害を想定した備えをするなど、安心安全な運営に配慮すべきである。
- 利用者の高齢化が進めば、手すりなどの設備や運営の仕方も工夫すべきである。
- スポーツ施設として存続する場合、体育館の照明器具の改修や、活用目的に応じたスポーツ用具の配備なども検討すべきである。
- 府内には国際試合ができる施設がないなど、スポーツ施設整備に関しては厳しい部分がある。世界も見据えて子どもたちが使えるようなスポーツ設備の整備を検討すべき。

(3) 今後の会館運営

- 近隣に類似の体育施設が無い場合、広域から利用者があるが、価格や付加価値があるなど他にも選ばれている理由を分析し、利用促進を図るべきである。
- 多世代に利用されている実態を踏まえ、府民施設としてより多くの方の利用促進に繋げられるよう分かりやすく、かつ、親しまれるような名称（愛称）について検討すべき。

- 障害のある方なども含め、多くの人々の利活用が進むよう運営内容を工夫すべき。
- 指定管理者を選定する際に、勤労者世代の子育て支援など、会館の利活用が進む事業提案がなされるよう応募条件を検討すべき。
- 府が会館運営に資源を投下していることについて、府民への説明責任が果たせるよう、会館の設置目的や結果として何を生み出せばよいのかを、今後とも府において検討すべきである。
- 人手不足、長時間労働、賃上げ、非正規労働者の増加など、労働政策として取り組むべきことは多いが、勤労者福祉会館によって解決できる問題ではない。府には、限られた行政資源を有効に活用して、政策として展開することを期待する。
- 勤労者福祉の位置づけよりも、スポーツ施設として再整備する考え方もあり得るが、改めてスポーツ施設としてあり方が再検討され、結果として施設が充実する可能性も逆の場合もあり得るため、慎重に検討すべき。
- スポーツ施設をどのように整備・運営していくかは、スポーツ政策における府の役割という観点で議論をしなければならないが、本委員会だけで議論できるものでもなく、府において組織横断的に検討すべきである。

IV まとめ

利用状況等のデータ、アンケート調査結果、委員会での委員意見等を踏まえ、委員会として、次のように意見を取りまとめた。

1 山城勤労者福祉会館及び口丹波勤労者福祉会館のあり方に関する基本的な考え方

(1) 会館の位置付け

- 会館機能の大部分をスポーツ機能が占める山城会館、口丹波会館については、第1次報告書において、利用状況から機能は存置すべきものとされ、人生100年時代を迎え、体育活動の場を提供し、福祉の増進に寄与することで、「体育振興により勤労を支える観点」について改めて議論したが、依然として、山城会館、口丹波会館においては、体育振興を通じた勤労者の福利厚生への役割が認められる。
- 一方で、会館の位置づけについては、第一次報告書において、「地域スポーツ振興の観点」から、地域スポーツの拠点として位置づけることも可能とされ、議論を行った。「地域スポーツ振興の観点」についても、近隣に類似のスポーツ施設がないこともあり、子どもから高齢者まで様々な世代がスポーツ施設として利用している状況が認められる。

(2) 今後の施設整備

- 老朽化に伴い施設を改修する際には、その時の状況等を踏まえ、施設の設置目的を再検討した上で、限られた財源の中で、どのように維持管理並びに必要な設備を整備していくのか、誰が負担するのかなど、検討すべきである。

- 地震など災害に対しては、事前のリスクマネジメントが重要であり、災害を想定した備えをするなど、安心安全な運営に配慮すべきである。

(3) 今後の会館運営

- 近隣に類似の体育施設が無い場合、広域から利用者があるが、価格や付加価値があるなど他にも選ばれている理由を分析するとともに、利用者の多様性を包摂した会館運営に取り組み、さらに利用促進を図るべきである。
- 府が会館運営に資源を投下していることについて、府民への説明責任が果たせるよう、会館の設置目的や結果として何を生み出せばよいのかを、今後とも府において検討すべきである。
- スポーツ施設をどのように整備・運営していくかは、スポーツ政策における府の役割という観点で議論をしなければならず、本委員会だけで議論できるものでもなく、府において組織横断的に検討すべきである。

2 委員会における結論及び付帯意見

委員会としては、上記1の考え方を基本として、以下のとおり提言する。

- 山城及び口丹波会館については、「地域スポーツの振興という機能的側面を持ちつつも、体育振興により勤労を支えるという勤労者福祉のための体育館施設という側面が依然として認められることから、引き続き、府立勤労者福祉会館として位置づけることが適当」と結論付ける。

なお、将来的に、地域スポーツの振興拠点として位置づけるか否か等については、その時の会館を取り巻く状況に応じて、府において適切に対応するよう本委員会の付帯意見を付すものとする。

V 委員名簿及び委員会の開催状況

○ 委員名簿（50音順）

上田 清和	一般社団法人京都経営者協会専務理事
滋野 浩毅	京都産業大学現代社会学部教授
瀧田 輝己	公認会計士・税理士
長谷川 好子	京都府レクリエーション協会副会長兼専務理事
原 敏之	日本労働組合総連合会京都府連合会事務局長
真山 達志	同志社大学政策学部教授
水野 加余子	京都女性スポーツの会会長
山本 誠三	公益財団法人京都府スポーツ協会副会長

(注) 肩書は、委員就任時のもの

○ 委員会の開催状況

第1回会議 令和3年8月23日

第2回会議 令和4年5月23日

第3回会議 令和4年7月25日

第4回会議 令和4年10月17日

第5回会議 令和5年12月14日

第6回会議 令和6年7月30日

令和6年9月府議会定例会

農商工労働常任委員会

報 告 事 項

農 林 水 産 部

報 告 事 項 目 次

- 1 第7次京都府食の安心・安全行動計画の中間案について…………… 資料1
- 2 京都府農林水産業人材確保育成戦略（仮称）の策定について… 資料2
- 3 京都府茶業振興計画の策定について…………… 資料3
- 4 京都府豊かな森を育てる府民税事業の評価結果について…………… 資料4

別冊資料 「第7次京都府食の安心・安全行動計画」中間案

第 7 次京都府食の安心・安全行動計画の中間案について

令和 6 年 9 月
農 林 水 産 部

京都府では、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、京都府食の安心・安全推進条例(平成17年京都府条例第53号)に基づく行動計画を定めており、今般、第7次行動計画を下記のとおり策定する予定です。

記

1 中間案の概要

(1) 施策の方針

食の安心・安全の確保は、京都府総合計画に掲げる「食文化を生かした産業・観光振興や文化交流」の根幹となるものであり、府民のみならず、府内を訪れる観光客が常に安全な食品を安心して選択できるようにするため、行政と事業者・府民が協働・連携し、3つの重点施策を柱に、28項目にわたる取組を総合的かつ計画的に推進

(2) 計画期間

5年間(令和7年度から令和11年度まで)

中期的な施策体系に基づき具体的な取組を推進し、毎年度、その効果・課題を検証することで、より効果的な施策の展開に繋げるため、計画期間を現行の3年間から5年間に延長

(3) 食を取り巻く現状と課題

ア 生産から消費に至る食品の安全性の確保

(ア) 生産現場等の監視・指導

【現状】生産現場で農薬や動物用医薬品等の使用、二枚貝類の養殖海域における貝毒の蓄積など、生産現場におけるリスクが継続

【課題】安全な食品の供給のため、生産現場における監視や指導の強化が必要

(イ) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導

【現状】産地偽装による食品の不適正表示や食中毒などが発生。生活様式の変化により外食や中食等食品の販売形態や消費者ニーズが多様化

【課題】食品の適正な表示方法や衛生管理に関する食品関連事業者への情報提供や監視・指導の強化が必要

イ 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(ア) 事業者との協働による食品の信頼確保

【現状】食品衛生法や食品表示法が定期的に改正されるなか、食品の不適正表示や食中毒が断続的に発生

【課題】法制度の改正に的確に対応し、消費者の信頼確保に取り組む事業者等の継続的な育成が必要

(イ) 持続可能な農業の推進

【現状】国連でのSDGsの採択に加え、食料・農業・農村基本法の改正では環境への負荷の低減の促進が規定され、持続可能な農業の必要性が増大

【課題】化学肥料・化学農薬低減等の環境負荷低減を推進により持続可能な農業を拡大するとともに高付加価値化食品の生産・加工事業者の育成が必要

ウ 消費者への情報提供の充実と相互理解

(ア) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

【現状】食料・農業・農村基本法の改正では生産から消費までの合理的な価格形成を規定。不適正表示や食中毒の発生により消費者の信用が失墜しかねない事態

【課題】府民と食関連事業者の相互理解と信頼関係を構築するため、交流の機会が必要

(イ) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供

【現状】デジタル化の進展により、SNSやオンライン動画等を活用する府民が増加し、情報収集手段が多様化

【課題】消費者ニーズに応じた正確な情報発信と府民の情報の選択力向上が必要

(4) 食の安心・安全に向けた取組の展開（全 28 項目のうち主な 12 の取組）

ア 生産から消費に至る食品の安全性の確保

(ア) 生産現場等の監視・指導

[目指す姿] 生産現場等において、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指します。

取組	指標	現 状 R5年度実績	目標値 R11年度
全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導	指導率 (%/年)	100	100
拡充 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査	調査数 (回/年)	54	72

(イ) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導

[目指す姿] 流通・販売段階において、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指します。

拡充 巡回指導による食品表示の適正化	適正表示率 (%)	—	100
新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導	指導率 (%/年)	100	100

イ 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(ア) 事業者との協働による食品の信頼確保

[目指す姿] 安心・安全な食品を提供する食品等事業者を育成し、食品による健康被害や食品表示違反等の防止を目指します。

HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催	開催数 (回/年)	25	25
食品関連事業者向け食品表示制度の普及啓発	普及啓発人数 (人/年)	131	130

(イ) 持続可能な農業の推進

[目指す姿] 持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、安心・安全な食品の安定供給を目指します。

新規 京都府みどり認定の拡大	延認定者数 (人)	289※	1,000
拡充 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進	面積 (h a)	2,468	3,000

※R5年度から認定開始

ウ 消費者への情報提供の充実と相互理解

(ア) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

[目指す姿] 府民、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。

食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション等の開催	参加者数 (人/年)	596	500
新規 府民と食品関連事業者の相互理解促進に向けた京の食文化の語り部による講演会の開催	受講者数 (人)	—	400

(イ) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供

[目指す姿] 府民の食の安心・安全に関する正しい知識の普及を目指します。

拡充 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大	総動画再生数 (回)	7.2万	13.0万
拡充 SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信	閲覧数 (回/年)	2.2万	2.4万

2 今後のスケジュール

- 10月 パブリックコメント実施
- 12月 定例会 最終案を議案提出

京都府農林水産業人材確保育成戦略（仮称）の策定について

令和 6 年 9 月
農 林 水 産 部

京都府における農林水産業の人材確保・育成に関する施策を効果的に推進するため、下記のとおり、人材育成に関する新たな戦略の策定を進める予定です。

記

1 策定の趣旨

農林水産業・農山漁村を支える担い手の減少・高齢化が深刻化する中、今後の育成すべき担い手像を明らかにするとともに、多様な主体と連携し、効果的な人材確保・育成施策を推進することにより、農林水産業の成長産業化と農山漁村の活性化を図る。

2 検討体制

分野横断会議及び分野別会議を相互に連動させながら有機的に開催し、効果的な人材育成施策の在り方に関する検討を行い、得られた意見を踏まえ戦略として策定

分野横断会議	経営やマーケティングなど分野共通の課題に加え、共生社会やリカレント教育、大学教育、広報などの分野に精通した有識者で構成
分野別会議 (農・林・水産)	農業、林業、水産業の各分野において、生産者や生産団体の他、市町村、高校、関係機関などに精通した専門家で構成

3 検討状況（分野横断会議及び分野別会議での委員意見を集約）

(1) 今後の育成すべき担い手像

- 企業的な経営を行うためには、生産から消費までを見据え、様々な経営リスクに柔軟に対応できる能力や、フードテックを駆使した生産性向上や高付加価値化を實踐できる能力など、高い専門性が求められる
- 農林水産業の生産基盤である農山漁村のコミュニティ維持も重要であり、半農半Xや定年帰農など、兼業で様々なスタイルで農林漁業に関わる裾野の広い人材の育成が必要
- 子育て世代や高齢者、障がい者などが希望に応じて農林水産業に従事することにより、社会への参加を促進し、共生社会を實現していくことが重要

(2) 効果的な人材確保・育成の施策

- 農林水産業への関わり方の多様化に伴い、農業大学校や林業大学校、海の民学舎などにおいて、他産業や大学、市町村等と連携した幅広い教育カリキュラムの提供が必要
- 高度な専門人材を育成するためには、農業大学校などにおいて最新の知識や技術の習得が可能となる、若者が魅力を感じるような教育環境の整備が必要
- 地元と担い手を繋ぐためには、市町村や地域の方と連携したサポート体制の構築が必要
- 多様な人材を農林水産業に誘導するためには、育成段階に応じた戦略的な広報が重要

4 計画期間

5年間（令和7年度から令和11年度まで）

5 今後のスケジュール

令和6年12月定例会農商工労働常任委員会 中間案報告、パブリックコメント実施
令和7年2月定例会農商工労働常任委員会 最終案報告

京都府茶業振興計画の策定について

令和6年9月
農林水産部

京都府における今後の茶業振興の基本的な方向や取組内容を示し、茶業者、関係機関・団体、府民を含めた多様な主体の共通指針となる「京都府茶業振興計画」について、下記のとおり策定する予定です。

記

1 策定の趣旨

収益性の高い魅力ある茶業の実現と担い手の確保を目指し、宇治茶の持つ高いブランド力をさらに発展させるとともに、スマート技術の進展や海外を含めた消費者ニーズの多様化を的確に捉え、将来を見据えた生産戦略、ブランド化戦略などを展開する必要がある。

そこで、現行の「京都府総合計画」及び「京都府農林水産ビジョン」のうち、茶業振興に関する取組を具体化する個別計画として、「京都府茶業振興計画」を策定する。

2 主な検討項目

(1) 生産戦略

- ・てん茶需要や輸出需要の増加に対応する技術対策、産地育成
- ・産地維持に必要な経営感覚の優れた人材確保・技術伝承、スマート技術の研究・開発
- ・高級てん茶・玉露の安定生産のための手摘み人材の確保対策

(2) ブランド化戦略

- ・高級茶（玉露等のリーフ茶）の需要創出（新商品開発、機能性研究）
- ・多様化するニーズへの対応（輸出、HACCP、有機JAS、国際水準GAP）

(3) 文化振興・普及戦略

- ・宇治茶の世界文化遺産登録に向けた資産の価値証明や保護措置、府民運動
- ・「京都府宇治茶普及促進条例」を踏まえた国内外への宇治茶の普及促進（茶育等）

3 検討体制

茶業関係者に加え、新技術開発、ブランディング、海外販路開拓、文化振興などの他業界の意見を採り入れるため有識者による検討委員会を開催し、幅広い視点で検討する。

4 計画期間

5年間（令和7年度から令和11年度まで）

5 今後のスケジュール

令和6年12月定例会農商工労働常任委員会	中間案報告、パブリックコメント実施
令和7年2月定例会農商工労働常任委員会	最終案報告

京都府豊かな森を育てる府民税事業の評価結果について

令和6年9月
農林水産部

京都府では、災害防止機能など森林の持つ多面的機能を維持するため、平成28年度から「京都府豊かな森を育てる府民税」（以下、府民税）を導入しており、森林環境譲与税との役割分担を図った上で、第2期となる令和3年度からは、毎年度、事業の進捗や効果を評価・検証することとしております。

この度、令和5年度の府民税事業の評価・検証を行うため、有識者会議を開催しましたので、下記のとおり、その結果を御報告します。

記

1 有識者会議の開催結果

(1) 有識者会議の開催日：令和6年8月7日（水）

(2) 有識者会議の評価

ア 府民税事業全体に対する評価の総括

- 地域ニーズに応じて実施されており、到達目標も概ね達成していることから、府の自己評価は妥当である。
- 森林環境税の徴収が開始されたことから、今後、府民税が担う役割（森林環境譲与税との役割分担）を明確にし、継続的に実施されたい。

イ 各事業に対する評価

- 防災・減災対策については、非常に効果的で、きめ細やかな対応ができており、評価する。今後、防災対策を重点的に進めていく上で、府民税事業で実施すべき箇所や整備内容を検討することが必要である。
- 普及啓発イベントの参加者に対し、木材利用に係る補助事業の周知を図るなど、事業間の連携した取組が効果的である。

2 有識者会議の結果を踏まえた今後の施策の方向性

(1) 府民税事業全体の方向性

- 納税者である府民の理解が得られるよう、府民税はより防災対策に重点的に活用するなど、森林環境譲与税との役割分担などについて、解りやすい情報発信を行う。

(2) 各事業の方向性

I 森林の整備及び保全

- 航空レーザ測量で得られた精緻な地形情報を用いた山地災害危険地区の見直しにより、優先的に事業実施が必要な箇所を抽出し、効果的な防災・減災対策を進める。
- 林業事業体が、森林所有者からの委託により、積極的に主伐・再造林が行えるよう、林業経営が成り立つ適地のゾーニングを進める。

II 森林資源の循環利用、III 森林の重要性の啓発

- 木材利用などの普及啓発イベントの参加者に対して、住宅などへの府内産木材の利用に対する助成制度の周知を図ることにより、積極的な利用促進につなげる。
- PR効果の高い施設での木材利用に対する支援を強化するなど、新たな需要拡大を一層推進する。

3 今後のスケジュール

令和6年10月 令和5年度事業実績及び有識者会議の評価結果をホームページで公表

(参 考) 令和5年度府民税事業（府実施事業）の実績と自己評価

使途分野 (事業費(割合))	主な事業実績		自己評価
	主な指標	実績値 (目標値)	
I 森林の整備 及び保全 〔548,776千円 (82.2%)〕	・山地災害危険地区の整備	46箇所 (20箇所)	流木等の原因となる危険木の集中的な撤去などによる森林の防災機能の向上や、 <u>台風による災害への応急対応を早急に実施</u> することができた。
	・再造林への補助 ・花粉症対策苗木の生産量	52ha (88ha) 5.4万本 (6.5万本)	昨年度から実績が増加するなど、 <u>植栽等への支援の効果は一定認められるが</u> 、目標には届いておらず、 <u>さらなる促進が課題</u> である。
	・里山林の整備	54箇所 (60箇所)	昨年度から実績が微減し、目標を下回ったが、依然として <u>一定のニーズがあり、里山の保全につながっている</u> 。
II 森林資源の 循環利用 〔97,924千円 (14.7%)〕	・木造・木質化への支援 住宅タイプ 162件 1,697m ³ [150件 1,822m ³] 非住宅タイプ 13件 213m ³ [6件 143m ³] ※[]は昨年度実績値		住宅・民間施設等への府内産木材の利用に対する支援により、 <u>府民が京都の木を身近に感じる機会の創出など需要拡大</u> に繋げることができた。
III 森林の重要 性の啓発 〔21,022千円 (3.1%)〕	・森林の多様な機能への府民理解の促進	712人 (600人)	森林環境学習や木材を活用した <u>ワークショップの開催や、商業施設への展示</u> なども活用した啓発活動を行うことができた。
計667,722千円	※別途、市町村交付金199,987千円。全合計867,709千円。		

(参 考) 有識者会議メンバー（6名）

【五十音順】

氏 名	分野	役 職 等
あいこう まさとし 愛甲 政利	木材利用	(一社)京都府木材組合連合会副会長
くりやま こういち 栗山 浩一	学識経験者(環境経済)	京都大学大学院農学研究科教授【座長】
しのべ ゆきお 篠部 幸雄	府民協働	京都森林インストラクター会 会長
ながしま けいこ 長島 啓子	学識経験者(森林計画)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
みよし いわお 三好 岩生	学識経験者(防災関係)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授
もりい かずひこ 森井 一彦	森林組合	京都府森林組合連合会代表理事専務

「第7次京都府食の安心・安全行動計画」中間案

第1章 第7次行動計画の考え方

1 計画策定の趣旨

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、平成17年12月に京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づき、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年度から平成21年度を計画期間とする第1次京都府食の安心・安全行動計画（以下「行動計画」という。）を策定して以降、3年毎に策定してきました。現在の第6次行動計画では、食品衛生法や食品表示法等の改正による新たな制度及び新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした生活様式の変化や価値観の多様化に伴う食を取り巻く情勢の変化に対応するため、30の取組を実施しているところです。

令和6年度末に第6次行動計画の期間が終了することから、食を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するため、第7次行動計画を策定します。

2 第7次行動計画の位置づけ

本計画は、条例第5条の規定により、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、府民、食品関連事業者及び京都府食の安心・安全審議会の意見を反映し、知事が定めるものです。

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。第1次計画から第6次計画までは計画期間を3年間としていましたが、中期的な施策体系に基づき、具体的な取組の推進とその効果を検証し、より効果的な施策の展開に繋げるため、計画期間を5年間に延長することとします。なお、計画期間中も、毎年、取組内容の検証を行い、社会情勢の変化や府民、事業者の意見を反映しながら取組の充実を図ることとします。

4 計画の推進体制

行動計画の取組を実施するにあたり、食の安心・安全を確保するためには、「京都府」、「食品関連事業者」及び「府民」が条例で定める基本理念にのっとり、それぞれの責務や役割を果たし、相互に理解・協力する必要があります。

(1) 京都府の責務 (第2条)

- ・行動計画を策定し、計画で定めた必要な施策を実施すること

(2) 食品関連事業者の責務 (第3条)

- ・食の安心・安全の確保に関する第一義的な責任があることから、食中毒予防等の必要な措置を講じること
- ・知識・理解を深めること
- ・食品等に関する正確で適切な情報を提供すること

(3) 府民の役割 (第4条)

- ・知識・理解を深めること
- ・合理的な食品を選択すること
- ・京都府の施策に対して意見を表明すること

5 計画の管理・公表

第7次行動計画は、P D C A (計画、実施、評価、見直し) の考え方に基づき、実施状況を把握して、適切な点検と進行管理を行うとともに、条例第5条の規定により、毎年、行動計画に係る施策の実施状況及び結果を取りまとめ、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。

第2章 食を取り巻く現状及び課題

1 食を取り巻く情勢・動向

(1) 食品の産地偽装や食中毒等の発生

全国における食品の産地偽装等の不適正な食品表示事案の発生件数は、第6次行動計画期間の令和4年度が158件、令和5年度が172件であり、第5次計画期間の令和元年度の169件、令和2年度の147件、令和3年度の156件から大きな変動はありません。京都府においては、令和6年4月に水産物の産地偽装が発覚し、食品表示法に基づく指示及び不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に基づく措置命令を行いました。

全国における食中毒の発生件数は、第6次行動計画期間の令和4年が962件、令和5年が1,021件であり、第5次行動計画期間の令和元年が1,061件、令和2年が887件、令和3年が717件でした。コロナ禍であった令和2年から令和4年は一時的に件数が減少しましたが、感染症法での位置づけが5類へと移行した令和5年はコロナ前と同程度の水準となっています。京都府（京都市を除く）においては、令和4年度に6件、令和5年度に4件発生しており、全国でも発生が多いノロウイルスやカンピロバクター属菌、アニサキス等が原因でした。令和4年8月に宇治市で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒では、患者が1名死亡しています。

また、令和6年3月の機能性表示食品による健康被害事例では、製造者や厚生労働省等へ全国から多数の健康被害の報告や健康相談が寄せられており、厚生労働省が対応方針を取りまとめたところです。

(2) 持続可能な社会に向けた取組の推進

平成27年に国連において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、国内においても幅広く認知されており、防災や気候変動への対策等様々な取組が行われています。令和6年6月に改正された「食料・農業・農村基本法」では、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展及び農村の振興に関する施策が基本理念として位置付けられ、生活の安定向上及び経済の健全な発展を図ることを目的として生産から消費まで各段階における環境への負荷低減や合理的な価格形成が打ち出されたところです。

京都府においても、「京都府みどりの食料システム基本計画」や「京都フードテック基本構想」を令和5年3月に策定し、環境負荷低減事業活動で生産された農林水産物の高付加価値化や消費者理解の促進により、農林漁業・食品産業の持続可能な発展と食料の安定供給の確保や万が一の被災に備えた食料備蓄等に向けた取組を推進しています。

(3) 食品表示法等の食に関する法制度への対応

平成30年に改正された食品衛生法及び食品表示法が令和3年6月に完全施行され、

原則として全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が求められるとともに、営業許可制度の見直しや食品等のリコール情報の報告が義務づけられました。

その後も、原料原産地表示の義務化や遺伝子組換え食品の表示制度の変更、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの策定等の食品表示に関する制度変更が行われています。

また、令和6年3月に機能性表示食品による健康被害事例が発生したことを受け、機能性表示食品を製造・販売する事業者に対して、消費者庁長官及び都道府県知事等への健康被害の情報提供の義務化や機能性表示を行うサプリメントについて適正製造規範（GMP）に基づく製造管理の要件化等、機能性表示食品制度の見直し等への対応方針が取りまとめられました。

（４）新しい生活様式や通信技術の普及

令和2年1月に国内で最初の感染者が確認されて以降、人々の生活に大きな影響をもたらした新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法での位置づけが5類へと移行したことに伴い、基本的な感染対策は個人や事業者の自主的な感染予防に変わりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による「3密」の回避等の行動が制限される中で、ネットショッピングやオンライン会議、遠隔診療等、様々な場面でオンラインによる活動やサービスが浸透し、その利便性が認識されたことで定着し、活用されています。

また、総務省の情報通信白書によると、日本のソーシャルメディア利用者数は、令和元年の7,300万人から令和4年の1億200万人に増加しており、令和9年には1億1,300万人になると予測されています。府民へのアンケートによる意識調査でも、食に関する情報を入手する機会は、テレビやラジオ、新聞、雑誌が主流でしたが、近年では、情報収集手段の多様化により、ソーシャルメディアやインターネットから情報を得る人の割合は全体の3分の1を占めています。

ソーシャルメディアやインターネットの普及に伴い、手軽に情報を発信又は入手できる一方、誤情報や偽情報等のフェイクニュースが問題となっています。近年は、AI（人工知能）の技術で合成した偽動画であるディープフェイクが拡散される等、利用者が情報の真偽を判断することが難しくなっています。

（５）食品の販売形態や消費者ニーズの多様化

少子高齢化や単身・共働き世帯の増加を背景に、中食市場は増加し続けており、コロナ禍においては新たにテイクアウトやデリバリーのサービスを開始する飲食店が増えました。今後も、少子高齢化や女性の社会進出はさらに進むことが予測され、調理に手間をかけない消費者が増えることから、中食需要は増加すると見込まれます。

また、日本政府観光局（JNTO）によると、令和6年上半期の訪日外客数は約1,778万人となり、過去最高を記録した令和元年同期を100万人以上も上回りました。観光庁

の令和5年宿泊旅行統計調査では、京都府の延べ宿泊者数が3,213万人泊であり、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度と比較して4.5%増加しています。観光やビジネス等による国内外の人々の往来は盛んになっており、人種や宗教、食習慣の異なる食文化を持ち合わせた消費者が京都を訪れています。

2 第6次行動計画（令和4年度～6年度）の成果と課題

（1）第6次行動計画の取組

ア 施策の柱と目指す姿の設定

第6次行動計画では、柱1「食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保」、柱2「食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進」及び柱3「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供」の三つの柱を立て、柱1では食中毒や食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指して12項目、柱2では生産者や事業者等の育成により、安心・安全な食品の安定供給することを目指して13項目、柱3では食の安心・安全に関する消費者、事業者、行政の相互理解の促進と府民の学習環境の充実を目指して5項目に取り組んできました。

イ 数値目標の達成状況

これら30の項目ごとに設定した数値目標を新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応しながら取り組み、令和4年度は25項目（83%）、令和5年度は27項目（90%）で100%以上達成し、おおむね計画どおりに取り組むことができました。

ウ 目指す姿の実現状況

（ア）柱1「食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保」

令和4、5年度における府内の食中毒発生事例は10件、食品の規格基準違反は1件でした。食中毒の発生時には、原因物質を特定し、再発防止の指導により、健康被害の拡大を防止できました。食品の規格基準違反については、残留農薬や病原微生物等の計画的なモニタリング検査により、流通状況調査、原因究明及び再発防止策等の必要な措置を講じるよう製造者を指導しました。

食品表示については、年間200店舗以上の府内のスーパー・小売店等を巡回しています。令和4年度は203店舗で6,367品目の調査を行い適正表示率は97%、5年度は200店舗で8,374品目の調査を行い適正表示率は約97%であることを確認し、不適正な表示を発見した場合は、事業者へ指導したうえで改善を確認しました。

また、貝毒のモニタリング検査においては、舞鶴湾等で採取された二枚貝から基準値を超える麻痺性貝毒及び下痢性貝毒が検出されたため、安全性が確認できるまで出荷自粛することで健康被害を未然に防ぎました。

(イ) 柱2「食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進」

令和4、5年度は、農薬講習会の開催、農薬管理指導士の養成を計5回行うとともに自主的な残留農薬分析に取り組み、生産者等への農薬の適正な使用や取扱いを推進したことにより、府内産農産物から農薬の基準値を超過する事例はありませんでした。また、農業の持続的な発展に向け有機農業や特別栽培農産物等の普及により、これらの取組面積を拡大することができました。

食品関連事業者に対しては、HACCPや食品表示制度等の普及に関する研修会を計6回開催し、食の安心・安全に関する自主的な取組を促すことができました。

(ウ) 柱3「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供」

食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション等を開催し、府全域に広く周知・案内することにより、延べ参加者数は令和4年度が約550人(計画比:109%)、令和5年度が約600人(計画比:119%)でした。消費者、生産者、行政がそれぞれの立場で意見を交わすことでお互いの考えを共有でき、相互理解の促進につながりました。また、インターネット上の学習動画「食の府民大学」に36講座の動画を追加し、内容の充実を図ったことで、令和5年度末時点の総動画再生回数が約7.2万回(計画比:145%)となり、府民に対して食に関する知識を普及することができました。

(エ) 府民アンケートの結果

柱1～3の取組の結果、令和5年度に実施した府民アンケートでは、府の食の安心・安全について「安心」「どちらかといえば安心」と回答した人が88%であり、食品の安全性について理解を得ることができました。

(2) 今後の課題

第6次行動計画の取組結果や食を取り巻く情勢を踏まえ、次の課題への対応が必要です。

ア 生産から消費に至る食品の安全性の確保

(ア) 生産現場等の監視・指導

生産現場等において、農薬や動物用医薬品等の不適切な使用防止、二枚貝の養殖海域における貝毒の蓄積確認など、安心・安全な農林水産物を供給するために、生産現場における監視・指導の強化が必要です。

(イ) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導

社会的に影響の大きい産地偽装による不適正表示や食中毒が発生していることから、食品関連事業者等への情報提供や監視・指導が必要です。

また、食品の流通、提供形態の多様化により、特にテイクアウトや宅配等、中食利用が増加しています。製造・加工段階での食中毒防止措置や適正な食品表示について、食を取り巻く状況の変化に応じた情報提供や監視・指導が必要です。

イ 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(ア) 事業者との協働による食品の信頼確保

食品衛生法や食品表示法が定期的に改正される中、社会的に影響の大きい食品の不適正表示や食中毒が断続的に発生していることから、法制度の改正に的確に対応する食品関連事業者を継続的に育成するとともに、食品関連事業者と行政が協働して消費者の信頼確保に取り組む必要があります。

(イ) 持続可能な農業の推進

環境負荷の低減を促進し、安心・安全な農林水産物を持続的・安定的に供給するため、化学肥料・化学農薬等の低減や温室効果ガス排出削減等に資する持続可能な農業に取り組む生産者の育成・支援が必要です。また、機能性など高付加価値化食品の生産など農業の再生産性を高める取組が必要です。

ウ 消費者への情報提供の充実と相互理解

(ア) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

府民による食品の適正な選択と合理的な価格形成のためには、府民と食品関連事業者の信頼関係が重要であることから、食品関連事業者の食の安心・安全に関する取組や府民の食に関するニーズ等について意見交換する場を設け、相互理解を促進する必要があります。

(イ) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供

中食利用の増加や京都を訪れる外国人等の増加等、食を取り巻く環境は日々変化していることから、テイクアウトや宅配食材の消費期限や保存方法等の食中毒対策、食品表示、アレルギー、宗教的配慮等、消費者の多様なニーズに合わせた情報を正確で効果的に発信する必要があります。

また、デジタル化の進展により、食に関する情報収集についてもソーシャルメディアやインターネットを活用する消費者は増加していることから、これらを活用して、幅広い世代に対して分かりやすく正確な情報を発信することに加え、府民が正しい情報を適切に選択できるような取組が必要です。

施策の体系

食の安心・安全の確保は、府総合計画で掲げた食文化を生かした産業・観光振興や文化交流の根幹となるものでもあります。府民の安全のみならず、府内を訪れる観光客が常に安全な食品を安心して選択できるようにするため、次の施策を推進します。

柱	施策	
1 生産性から消費に至る食品の確保	目指す姿	生産現場等において、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指します。
	(1) 生産現場等の監視・指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 農薬使用者に対する適正使用指導 2 全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導 3 養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査 4 全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導 5 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査 6 農薬販売店への立入調査 7 飼料等製造業者、販売業者への立入調査
	目指す姿	流通・販売段階において、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指します。
	(2) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導	<ol style="list-style-type: none"> 8 巡回指導による食品表示の適正化 9 食品表示における科学的検査 10 新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導 11 食品衛生法に基づく食品等の収去検査 12 野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導
2 食品関連事業者の自主的な取組の促進	目指す姿	安心・安全な食品を提供する食品等事業者を育成し、消費者の食品に対する信頼確保を目指します。
	(1) 事業者との協働による食品の信頼確保	<ol style="list-style-type: none"> 13 農薬講習会の開催 14 自主的な残留農薬分析 15 HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催 16 食品関連事業者向け食品表示制度の普及啓発 17 きょうと健康 おもてなし 食の健康づくり応援店の登録 18 食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上
	目指す姿	持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、安心・安全な食品の安定供給を目指します。
	(2) 持続可能な農業の推進	<ol style="list-style-type: none"> 19 京都府みどり認定の拡大 20 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進 21 気候変動等にも対応した安心・安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施
3 消費者への相互理解の提供	目指す姿	府民、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。
	(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進	<ol style="list-style-type: none"> 22 食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション等の開催 23 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 24 府民と食品関連事業者の相互理解促進に向けた京の食文化の語り部による講演会の開催 25 緊急時の食に関する対応研修会の開催
	目指す姿	多様化する消費者のニーズに応じて、食の安心・安全に関する正しい知識の普及を目指します。
	(2) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供	<ol style="list-style-type: none"> 26 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 27 府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介 28 SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信

第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

1 生産から消費に至る食品の安全性の確保

生産現場での農薬や動物用医薬品等の適正使用をはじめ、加工流通段階での食中毒予防対策、食品表示等、生産から消費に至るそれぞれの過程において、監視、指導、検査等を実施します。

(1) 生産現場等の監視・指導

目指す姿

生産現場等において、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指します。

<現状・課題>

安心・安全な府内産農林水産物の生産のためには、農薬や動物用医薬品等の資材を、生産者が適切に使用することが前提です。

<対応>

農作物の生産農家に対して、農薬の使用状況を確認し、適正使用や農薬の適切な保管について指導します。

また、農薬販売店等の事業者に対して、立入調査を実施し、店頭での農薬の陳列状況や表示、在庫管理について確認、指導します。

全ての畜産農家に対して、動物用医薬品や飼料の適正使用について指導するとともに、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の検査を行い、健康な家畜による畜産物の生産に取り組みます。

水産養殖業者に対して、水産物の安全性確保のために、適切な養殖環境の保持や動物用医薬品の適正使用等について、巡回指導等を実施します。また、毒化した貝類の流通を防止するために、二枚貝類養殖の盛んな海域において、定期的なモニタリングによる貝毒の発生状況の監視を強化し、養殖業者や漁業協同組合等の関係者への注意喚起及び指導を行います。

番号	取組	指標	現状 R5年度実績	目標値 R11年度
①	農薬使用者に対する適正使用指導	指導数 (回/年)	368	270
②	全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導	指導率 (%/年)	100	100
③	養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査	検査率 (%/年)	100	100
④	全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導	指導率 (%/年)	100	100

⑤	二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査	調査数 (回/年)	54	72
⑥	農薬販売店への立入調査	調査数 (回/年)	204	200
⑦	飼料等製造業者、販売業者への立入調査	調査数 (件/年)	13	13

(2) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導

目指す姿

流通・販売段階において、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指します。

<現状・課題>

事実と異なる食品表示は、アレルギー等の健康被害を招くおそれがあるとともに、産地偽装による不適正表示は食品に対する消費者の信頼を失うことから監視・指導が重要となります。

また、中食利用の増加等、多様化する流通・販売形態に対応しながら、食品衛生法や食品表示法に基づき流通食品の検査や飲食店、製造・販売事業者への監視を実施し、食中毒を防止することが重要です。

<対応>

関係機関と連携し、小売店の店頭において食品の表示状況を確認するパトロールの実施や、流通している食品の科学的分析を行い、産地や品種について、表示内容と一致しているかを監視します。検査や監視の結果、規格基準違反や不適切表示が判明した場合は、関係部局が連携し、原因究明と再発防止のための指導を行います。

中食需要の増加を踏まえ、テイクアウトやデリバリー等に取り組む事業者に対しては、食品の適切な温度管理や事業者の規模に合った食数の提供、早めの喫食の呼びかけ等の食中毒防止のための指導、啓発を行います。

府内で生産、製造又は販売される食品等について、違反食品や不良食品の流通を防止するため、残留農薬やアレルゲン、食品添加物、放射性物質等の検査を実施します。

より安全な野生鳥獣肉（ジビエ）の利活用と府民のジビエに対する安全の確保のため、国や府が実施しているジビエ認証制度について狩猟者をはじめとする関係者に周知し、食肉処理施設運営者等に対する相談活動を行うとともに、ジビエを扱う食肉処理施設に対し、衛生管理の徹底について監視・指導します。

番号	取組	指標	現 状 R5年度実績	目標値 R11年度
⑧	巡回指導による食品表示の適正化	適正表示率 (%)	—	100
⑨	食品表示における科学的検査	検査数 (検体/年)	40	40
⑩	新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導	指導率 (%/年)	100	100
⑪	食品衛生法に基づく食品等の収去検査	検査数 (検体/年)	750	750
⑫	野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導	監視指導率 (%/年)	100	100

2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

新たな食品表示やHACCP制度に関する研修機会の提供や持続可能な農業の推進により、自主的に安心・安全な食品を生産・流通・販売する食品関連事業者を育成します。

(1) 事業者との協働による食品の信頼確保

目指す姿

安心・安全な食品を提供する食品等事業者を育成し、消費者の食品に対する信頼確保を目指します。

<現状・課題>

消費者の食品に対する信頼を確保するには、十分な知識を身につけた食品関連事業者が定期的に改正される法制度を適切に理解し遵守することで食品の安全性を確保することが必要です。

<対応>

食品の安全性向上のため、農薬講習会を実施し、農薬の取扱いに精通した「農薬管理指導士」を計画的に養成し農薬の適正使用を推進するとともに、自主的に残留農薬を分析することで、基準を超過した農産物の流通を防ぎます。

食品衛生法の改正により、全ての食品等事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理が義務づけられたことから、定期的に府内各所で研修会を開催するとともに、フォローアップを行います。

食品関連事業者が定期的に改正される食品表示関連法令に確実に対応できるよう、事業者向けの食品表示講習会、相談対応、啓発資料の配付等を行います。

また、健康寿命のさらなる延伸に向けて府民の健康意識が高まる中、府民の健康を支援する食環境整備が必要であることから、飲食店及び弁当・惣菜店等食品関連事業者において、野菜たっぷりメニューや塩分ひかえめメニューの提供、エネルギーやアレルギー表示を行う施設を登録し、登録に係る栄養価計算、栄養成分表示等に関する助言や府ホームページ等による情報発信を行います。

特に、食物アレルギーは、深刻な健康被害につながることもあることから、正しい知識をもって対応することが重要です。

学校現場においては食物アレルギーを有する児童・生徒一人ひとりに対応することができるよう個別の取組プランを作成し、関係者で共有するとともに、修学旅行生等を受け入れる飲食店等の食物アレルギー対応についても、引き続き啓発していきます。

番号	取組	指標	現 状 R5年度実績	目標値 R11年度
⑬	農薬講習会の開催	参加人数 (人/年)	280	290
⑭	自主的な残留農薬分析	検査数 (検体/年)	124	124
⑮	HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催	開催数 (回/年)	25	25
⑯	食品関連事業者向け食品表示制度の普及啓発	普及啓発人数 (人/年)	131	130
⑰	きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店の登録	延登録店舗数 (店舗)	811	1,000
⑱	食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上	プラン作成率 (%)	97	100

(2) 持続可能な農業の推進

目指す姿

持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、安心・安全な食品の安定供給を目指します。

<現状・課題>

化学肥料の世界的需要の増加による価格の高騰、化学農薬依存による病虫害の抵抗化及び温暖化等の気候変動による農林水産物の品質低下や収量減少が懸念されています。これらの問題に対応するため、環境負荷低減を図り、持続性の高い農業へ転換することが重要です。

<対応>

農林漁業・食品産業の持続可能な発展と食料の安定供給の確保に向けて、令和5年3月に策定した「京都府みどりの食料システム基本計画」に基づき、国産有機質肥料

への転換等、輸入原料に過度に依存しない環境にやさしい農業を推進します。

具体的には、環境にやさしい農業に取り組む生産者の支援や有機農業アドバイザー等による普及活動により、これまで取り組んできた、有機農業や特別栽培等の環境にやさしい農業の推進に加え、京都府みどり認定*¹を取得する農業者を増やし、環境にやさしい農業の拡大を推進します。

今後も続くとされる地球温暖化をはじめとした気候変動等にも対応することができるよう、府の試験研究機関において、暑さに強い農作物の品種開発等の研究課題に取り組み、将来にわたり、安心・安全な府内産農林水産物を安定供給することができるよう努めます。

* 1 京都府みどり認定：①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組、②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動、③別途、農林水産大臣が定める事業活動（水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減やプラスチック資材の排出又は流出の抑制等）の環境負荷低減活動に取り組む農林漁業者を認定する制度。R 5年度から認定開始

番号	取組	指標	現 状 R 5年度実績	目標値 R11年度
⑱	京都府みどり認定の拡大	延認定者数 (人)	289	1,000
⑳	特別栽培米など環境にやさしい農業の推進	面積 (h a)	2,468	3,000
㉑	気候変動等にも対応した安心・安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施	件数 (件/年)	6	6

3 消費者への情報提供の充実と相互理解

消費者の食に関する理解促進のため、対面でのイベントの開催に加え、イベントのオンライン配信やSNS動画サイト等のデジタル技術を活用し、幅広い世代に対して正確で分かりやすい情報発信に取り組めます。

(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

目指す姿

府民、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。

<現状・課題>

府内では、多くの安心・安全で品質の高い食品が生産・製造されています。安心・安全で高品質な府内産農林水産物等が府民に優先して選択され、適正な価値で流通・販売されるためには、府民の信頼と商品価値の理解醸成が必要です。

<対応>

府民が安心・安全な農林水産物や加工食品を生産・製造する事業者と交流できる機会を設けるとともに、食の安心・安全に関する最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報、食品関連事業者が取り組むべきこと等、食を取り巻く状況を踏まえたテーマについて、オンラインや対面等ターゲットに合わせた方法でリスクコミュニケーションを開催します。

将来を担う若者の食に対する意識向上のため、家政系の大学生等を中心とした「食の安心・安全ヤングサポーター*²」を養成し、食の安心・安全に関する知識を身に付け、SNS等を活用した情報を発信してもらうことで、食の安心・安全に関する正確な情報の周知・普及を図ります。

京都の食文化や京野菜等の魅力や食の安心・安全に関する取組の理解促進を図るため「京の食文化の語り部」の講演会を開催します。

また、令和6年1月の能登半島地震等、全国的に地震や豪雨による災害が頻発しており、大規模な南海トラフ地震の発生も懸念されているところです。災害発生時は、水や電気等のライフラインが止まる等、衛生環境が悪化しやすく、避難所における食料の確保はもとより、食中毒の未然防止や食物アレルギーへの対応が重要となります。

そこで、災害時に備えた食の安全の確保について、平時から知識を身につけ、府民や自治体職員、団体職員等が緊急時に適切な対応ができるよう研修等を開催します。

* 2 食の安心・安全ヤングサポーター：府が主催する講習会等で食の安心・安全に関する知識を身に付けた家政系の大学生等が、SNS等の記事を作成し拡散する等若者目線で食の安心・安全に関する情報発信を行う取組

番号	取組	指標	現 状 R5年度実績	目標値 R11年度
②②	食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション等の開催	参加者数 (人/年)	596	500
②③	学生等による食の安心・安全ヤングサポーターの養成	延登録者数 (人)	206	296
②④	府民と食品関連事業者の相互理解促進に向けた京の食文化の語り部による講演会の開催	受講者数 (人/年)	—	400
②⑤	緊急時の食に関する対応研修会の開催	参加者数 (人/年)	282	200

(2) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供

目指す姿

多様化する消費者のニーズに応じて、食の安心・安全に関する正しい知識の普及を目指します。

<現状・課題>

ソーシャルメディアやインターネットの普及により、食に関する様々な情報が手軽に入手、発信できる一方、信頼性に欠ける情報も氾濫しているため、府民が正しい情報を理解し適切に選択することが重要です。

また、中食利用の増加や外国人等異なる食文化を持ち合わせた人々が増加していることから、多様化する消費者のニーズに合わせた情報を発信することが必要です。

<対応>

食の安心・安全に関する動画講座「食の府民大学(京都府食の安全・食育 YouTube)」や府ホームページ「食の安心・安全きょうと」、SNS「京都府食の安全・食育情報 X」、「京都府食の安全・食育情報 Facebook」等において、食中毒対策や食品表示、アレルギー、宗教的配慮、消費者のニーズに応じた食に関する正確な情報を発信します。

なお、消費者庁においても、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を行うとともに、SNS等を通じた消費者等への注意喚起が行われていることから、国と連携し、消費者等への注意喚起を行います。

番号	取組	指標	現 状 R5年度実績	目標値 R11年度
②⑥	食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大	総動画再生数 (回)	7.2万	13万
②⑦	府ホームページ等において、府の施策、取組を分かりやすく紹介	閲覧数 (回/年)	10.8万	12万
②⑧	SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信	閲覧数 (回/年)	2.2万	2.4万

4 食の安心・安全に関わる危機管理対応

京都府で把握した食の安心・安全に関する情報は、関係課・関係機関と共有し、内容に応じて市町村、関係団体、府民等に周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する府民への影響が最小限となるよう取組を進めます。

また、府内で食の安心・安全を脅かす可能性がある事案が発生した場合には、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で速やかに情報共有し、関係部局、警察本部等が連携して対応し、健康被害防止、再発防止に努めます。

農商工労働常任委員会議案付託表

議案番号	件名
9	保証債務履行請求控訴事件に係る和解の件

予算特別委員会農商工労働分科会
議案審査依頼表

議案番号	件名
1	<p>令和6年度京都府一般会計補正予算（第2号）</p> <p>歳入中 第9款 国庫支出金</p> <p> 第2項 第5目</p> <p> 第6目</p> <p>歳出中 第6款 農林水産業費</p> <p> 第7款 商工費</p> <p>債務負担行為</p> <p>繰越明許費</p>

令和6年9月府議会定例会

農商工労働常任委員会

付託議案関係資料

商工労働観光部

付託議案関係資料目次

- 1 保証債務履行請求控訴事件に係る和解の件 1

第9号議案

保証債務履行請求控訴事件に係る和解の件

1 事件名

大阪高等裁判所令和5年（ネ）第2510号保証債務履行請求控訴事件

2 和解の内容

- (1) 控訴人（石本義隆）は、被控訴人に対し、次の各金員の支払義務があることを認める。
 - ア 金1億6,550万3,363円及び別表1「金額」欄の番号1から6までに記載の各金員に対する同表「遅延損害金起算日」欄に記載の各日から各支払済みまで年10.75パーセントの割合による金員
 - イ 金4億9,690万5,259円及び別表2「金額」欄の番号1から13までに記載の各金員に対する同表「遅延損害金起算日」欄に記載の各日から各支払済みまで年10.75パーセントの割合による金員
 - ウ 金3億655万8,540円及び別表3「金額」欄の番号1から6までに記載の各金員に対する同表「遅延損害金起算日」欄に記載の各日から各支払済みまで年10.75パーセントの割合による金員
 - エ 金1億5,059万4,003円及び別表4「金額」欄の番号1から8までに記載の各金員に対する同表「遅延損害金起算日」欄に記載の各日から各支払済みまで年10.75パーセントの割合による金員
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、(1)に定める金員のうち金195万5,876円を、本和解成立日から1月以内に、被控訴人が交付する納付書によって納付する方法により支払う。
- (3) 控訴人が、(2)に定める金員を怠ることなく支払ったときは、被控訴人は、控訴人に対し、(1)のその余の支払義務を免除する。
- (4) 被控訴人は、控訴人に対するその余の請求を放棄する。
- (5) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第1及び2審を通じ、各自の負担とする。

3 和解の相手方

石本義隆

4 和解の方法

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定による和解

別表 1

番号	金額	遅延損害金起算日
1	6,093,950円	令和2年2月21日
2	19,384,000円	平成13年10月1日
3	19,384,000円	平成14年10月1日
4	19,384,000円	平成15年10月1日
5	19,384,000円	平成16年10月1日
6	19,392,000円	平成17年10月1日

別表 2

番号	金額	遅延損害金起算日
1	9,099,230円	令和2年2月21日
2	35,088,000円	平成7年10月1日
3	35,088,000円	平成8年10月1日
4	35,088,000円	平成9年10月1日
5	35,088,000円	平成10年10月1日
6	35,088,000円	平成11年10月1日
7	35,088,000円	平成12年10月1日
8	35,088,000円	平成13年10月1日
9	35,088,000円	平成14年10月1日
10	35,088,000円	平成15年10月1日
11	35,088,000円	平成16年10月1日
12	35,088,000円	平成17年10月1日
13	35,094,000円	平成18年10月1日

別表 3

番号	金額	遅延損害金起算日
1	19,758,800円	令和2年2月21日
2	32,391,000円	平成9年10月1日
3	32,391,000円	平成10年10月1日
4	32,391,000円	平成11年10月1日
5	32,391,000円	平成12年10月1日
6	32,395,000円	平成13年10月1日

別表 4

番号	金額	遅延損害金起算日
1	5,617,150円	令和2年2月21日
2	16,189,000円	平成7年10月1日
3	16,189,000円	平成8年10月1日
4	16,189,000円	平成9年10月1日
5	16,189,000円	平成10年10月1日
6	16,189,000円	平成11年10月1日
7	16,189,000円	平成12年10月1日
8	16,191,000円	平成13年10月1日

令和6年9月府議会定例会

説明資料
(審査依頼議案)

予算特別委員会 農商工労働分科会

商工労働観光部

説明資料目次

第1号議案	令和6年度京都府一般会計補正予算（第2号）中、所管事項 . . . 1
-------	-------------------------------------

第1号議案 令和6年度京都府一般会計補正予算（第2号）

◇商工労働観光部所管予算の概要

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
労働費	4,076,692	0	4,076,692
商工費	161,543,780	500,000	162,043,780
計	165,620,472	500,000	166,120,472

◇令和6年度9月補正予算（案）主要事項

（単位：千円）

事項	予算額	財源内訳		事業概要
		特定	一般	
エネルギー高騰等対策事業費	290,000	国 290,000		電力・ガス等のエネルギー価格が高騰する中、LPガスについては国の直接的な負担軽減策がなく、利用者の負担が増加していることから、消費者向けの負担軽減の取組を実施
生産性向上・人手不足対策事業費	210,000	国 210,000		中小企業等の環境改善を図るため、ソフトとハードを組み合わせた一体的支援を実施

令和6年9月府議会定例会

説明資料
(審査依頼議案)

予算特別委員会 農商工労働分科会

農林水産部

説明資料（審査依頼議案）目次

第1号議案	令和6年度京都府一般会計補正予算（第2号）中、所管事項・・・・・・・・・・1
-------	--

第1号議案 令和6年度京都府一般会計補正予算（第2号）

◇ 農林水産部所管予算の概要

（単位：千円）

款	現計予算額	今回補正額	計
農林水産業費	18,242,043	50,000	18,292,043
災害復旧費	254,861	0	254,861
計	18,496,904	50,000	18,546,904

◇ 令和6年度9月補正予算（案）主要事項

（単位：千円）

事項	予算額	財源内訳		事業の概要
		特定財源	一般財源	
耕畜連携推進事業費	50,000	国 50,000	—	海外原材料に依存する化学肥料の低減により生産コストを抑え、安定した農家経営を実現するため、堆肥等の購入・運搬に係る経費や簡易機器の導入経費等を支援

◇ 債務負担行為補正

追加

（単位：千円）

事項	期間	限度額
きょうとまるごとお茶の博覧会開催費	令和6年度から令和7年度まで	4,000

◇ 繰越明許費

款	項	事業名	金額（千円）
6 農林水産業費	4 農地費	土地改良費	85,000
	5 林業費	治山費	234,000
	6 水産業費	漁港建設費	17,000